

借金や未払金、家計のことで
悩んでいませんか？

お金の問題に関する 無料法律相談会

日 12月7日(日)

午前10時～12時

会 聖籠町役場 1階会議室

申 聖籠町消費生活センター

☎ 27-1958

※12月3日(水)までにお申し込みください。

- ・法律相談(弁護士)・こころの相談(臨床心理士)を受けることができます。
- ・相談料は無料です。
- ・その場で弁護士に債務整理を依頼することができます。
- ・通信販売トラブルなど、消費生活全般に関する相談もお受けします。

消費生活



通信

令和7年11月
vol.181

関 役場町民課
消費生活センター
☎ 27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です

安価なプランの広告を見て出向いたら高額契約に…

美容医療の契約トラブルに注意!



子ども・若者サポート情報より

【事例】

SNSで安価な医療脱毛の広告を見て、無料カウンセリングに行ったら、「今日契約すればモニター価格にできる」と強引な勧誘を受けた。断り切れず、42回払いで総額45万円の契約をしてしまった。やめたい。(学生)

「発毛治療が月々1500円～」というネット広告を見てAGA治療クリニックに行ったら、「今やらなければ間に合わない」と言われ、200万円近い契約をしてしまった。その日のうちに1回目の治療を受けたが、帰宅して冷静に考え、後悔している。契約をやめたい。(30代男性)

●その美容医療は「今日」「今すぐ」必要ですか？

美容医療の施術は、多くの場合、緊急性がありません。大幅な値引きを提案されたり、不安をあおられたりしても、その場で判断せず、いったん帰宅して周囲に相談するなど、慎重に検討してください。

●クレジットを組んでまで必要な施術なのか、よく考えましょう

高額な分割手数料を負担してまで必要な施術なのか、支払い続けられるのか、落ち着いて考えましょう。最近は美容医療クリニックの倒産が増えており、治療を継続できず、支払義務だけが残ってしまうケースもあります。

●美容医療はクーリング・オフ(契約の取消し)ができる場合があります

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。